資料２－３

（未定稿）

平成３１年度

国の予算編成に関する提案

平成３０年１１月

愛 知 県 市 長 会

目　次

１．地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について・・・・　１

２．地震・津波等災害防災対策の充実強化について・・・・・・・・　５

３．福祉・保健・医療施策の充実強化について・・・・・・・・・・　８

４．都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化・・・　１３
　　について

５．教育・文化施策の充実強化について・・・・・・・・・・・・　２０

第１　地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

（人事院、内閣府、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省）

１　地方制度改革の推進について

(1) 国が掲げる地方創生の実現に向け、引続き「地方分権改革に関する提案募集」など都市自治体からの提案を真摯に受け止め、分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

(2) 義務付け・枠付けについては、都市自治体の自由度が高まるよう、廃止を原則とした見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、従うべき基準の設定を行わないこと。

(3) 権限移譲については、地域（圏域）の実情に即した特色ある一体的なまちづくりに資するよう、地方自治法に基づく広域連携組織に対する権限移譲により地方に財政負担が生じないよう検討すること。

(4) 基礎自治体が地域の総合的な行政主体として自立した都市経営を行うため、事務・権限と財源の更なる移譲はもとより、新たな大都市制度や道州制導入も含めた地方制度改革を推進すること。

２　地方交付税について

(1) 今後とも各都市自治体が増大する行政需要に的確に対応できるよう、引続き地方の一般財源の総額を確保するとともに、地方交付税の財源不足については、特例的な臨時財政対策債に頼ることなく、地方交付税法の趣旨に立ち返り、法定率の引上げを含めた抜本的な改革により、総額を確保すること。

(2) 地方の基金残高の増加を理由に地方財政に余裕があるとして、地方交付税の圧縮を念頭に地方財政計画の適正化を図ろうとする動きがあるが、地方財政に影響を及ぼすことがないよう、安定的かつ確実に地方交付税総額を確保すること。

３　地方財政の充実強化について

(1) 地方法人税について、地方交付税の財源とされているが、地方自治体が取組む企業誘致の推進等による法人税収増加への施策効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃もしくは税率の引下げにより法人住民税法人税割税率の引上げを図ること。また、地方法人課税の見直しについては、地方税の受益と負担の基本的な原則等をしっかりと踏まえた議論を行い、全ての地方自治体の財政運営等に悪影響が生じないよう、適切な措置を講じること。

(2) 地方の債務を減少し、財政健全化を促進するため、国の政策に呼応した地方の公共事業について、起債に限定することなく、広く交付税措置するなどの支援制度を構築すること。

(3) 固定資産税における償却資産課税は市町村の基幹税源であり、かつ、都市基盤をはじめとする企業の投資環境を整備し、国内のものづくり産業や雇用創出を支援するために市町村が取組む貴重な財源となっていることから、特例による軽減措置については適用期限を以て確実に終了し、本来の課税制度を堅持すること。

(4) 今後導入される森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）に係る施策の確実な実施のため、専門員を雇用するための経費だけではなく、市町村職員増員などの体制強化のための財政支援を講じること。

(5) ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の行政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(6) 消費税率引上げまでの間、低所得者に対する介護保険料軽減強化や保育環境の向上等、社会保障施策の実施に対し、地方財政に影響が出ないよう国において必要な財源を確保すること。

(7) 大規模地震の発生により災害対策の拠点となるべき市庁舎が直接被災し、災害対策本部として機能しない、又は業務継続が不可能となるといった事例があり、復興事務を進めるためには災害の影響を最小限に留める免震化が望まれるものの、必要な財源を調達することが困難な状況にある。免震構造を備えた本庁舎等の施設建設への財源措置として新たな補助制度を創設すること。

(8) 会計年度任用職員制度への移行に伴い、臨時・非常勤職員に係る具体的な給付水準を示すとともに、新たに発生する期末手当や退職手当の支給及び給与システムの改修費用について、適切な財政措置を講じること。

(9) 人事院勧告における地域手当支給地域について、現行制度では同じ生活圏でも近隣市町村との給与水準に格差が生じていることから、生活圏の実態を考慮し、広域的なバランスに配慮して、支給地域の見直しを図ること。

４　地方創生推進交付金及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

地域再生計画の認定に基づく地方創生推進交付金及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、地域の実情に応じ効果的に活用できる制度となるよう諸要件を緩和し、地方版総合戦略の趣旨に沿った施策を継続的に実施する財政措置を講じること。

５　ふるさと納税について

(1) ふるさと納税ワンストップ特例制度における個人住民税からの所得税控除相当額の減収分については、都市自治体の負担が増大することがないよう、国において地方特例交付金によ

る全額補填措置などの財源措置を講じること。

⑵ ふるさと納税の返礼品について、より明確なルールを示し、法制化を含めた見直しを適切に実施し、全国の自治体で統一の運用が図れるよう制度の確立を行うこと。

６　社会保障・税番号制度に係る財政措置について

⑴ マイナンバー制度に関わる諸施策において、電子申請の利活用やシステム改修に要する経費、独自利用事務、特定個人情報保護、個人番号カードの交付事務等に要する経費など、都市自治体に負担が生じないよう、国において財政措置を講じること。

⑵ 現在、都市自治体に対応が求められている「女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実」をはじめ、国が対応を求めるシステム改修に係る経費については、全額国庫負担とすること。また、印鑑登録証明事務に係るシステム改修について補助対象とすること。

７　改元に伴うシステム改修費用等の財政支援について

各都市自治体においては、業務ごとに複数のシステムが稼働しており、元号の変更に伴いシステムの改修費用等が嵩むことが予想されるため、国が財政支援を行うこと。

８　地方公共団体における犯罪被害者等支援制度の構築及び財源措置について

⑴ 地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定すること。

⑵ 地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に係る財源措置を講じること。

⑶ 円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が都道府県警察等と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等支援が行える制度を創設すること。

９　統一的な基準による地方公会計の円滑かつ効果的な運営に係る支援について

総務省提供の「地方公会計標準ソフトウエア」の機能向上を図ること。また、財務書類の作成及び利活用に係る職員育成のための支援策として研修会の開催や相談窓口の設置等を図ること。

１０　不動産登記制度の改善について

固定資産税の徴税や様々な行政事務に支障をきたしている所有者不明不動産の解消に向け、相続登記手続きの簡素化・低コスト化等を検討するなど、不動産に係る関連法等の整備、推進を図ること。

１１　市街化調整区域の利活用に係る指針等の策定について

市街化調整区域に存在する公共施設跡地については活用できる用途が制限されているため、将来的に遊休財産となることが懸念されていることから、公共施設跡地に限定し、有効活用できる規定等を設けるための指針等を定めること。

１２　非強制徴収公債権又は私債権の管理業務に関する権限強化について

非強制徴収公債権又は私債権に分類される債権についても、国税徴収法第１４１条に規定する財産調査権あるいはそれに類する権限を付与するよう地方自治法に規定すること。なお、既存法令との関係性から、自力執行権を求めるものではない。

１３　光ファイバ網の整備について

超高速通信回線（光ファイバ網）整備について、国主導による民設民営整備を強力に推進し、時間と距離を超越した新しい働き方や観光施策や地方中小企業のＩＣＴ化に資するよう、早急に環境整備を行うこと。

１４　衆議院（小選挙区選出）議員選挙の区割り見直しについて

公職選挙法による選挙区の区割りについて、同一市区町村内において複数の選挙区にまたがる区域があることから、期日前投票所及び開票所を複数設けなくてはならず、立会人や投開票事務従事者の確保に苦慮するなど、非効率な選挙事務となっている。同一市区町村内において単一の選挙区とするよう区割りを見直すこと。

第２　地震・津波等災害防災対策の充実強化について

（総務省、農林水産省、国土交通省）

１　地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

南海トラフ地震の地震津波想定に対応した東海地区全域における防潮堤や水門など津波防護施設を早期に整備すること。

また、海岸防災林の盛土整備について、治山事業（海岸防災林造成事業）の対象事業を拡大するとともに、更なる予算の確保及び都市自治体に対する財政措置の拡充を講じること。

２　消防体制の充実強化について

(1) 消防体制の充実強化を図るため、市町村の消防の広域化が実現できるよう、必要な助言や情報提供等の支援を行うこと。

(2) 大規模災害発生時には、地域を守る消防団の消防・防災活動が重要であるため、消防団車両の整備・更新について、交付税措置及び緊急防災・減災事業債の対象拡大などの財政支援措置の充実を図ること。

(3) 社会環境の変化に伴い減少している消防団員の確保を促進するため、消防団活動に協力する事業所等に対し、所得税や法人税などの国税軽減措置を図ること。

３　はしご車の共同整備に係る財政措置の拡充について

国の委託事業による消防の連携・協力モデル構築事業で、近隣自治体とのはしご車共同整備においては防災対策事業債や緊急消防援助隊設備整備費補助金、緊急防災・減災事業債の活用があるが、都市自治体の財政負担も多いことから、更なる財政措置の拡充をすること。

４　広域避難計画、広域避難情報発令マニュアル等の策定について

大規模災害発生時においては、単独自治体での避難者の受け入れが困難となることや市町村によって避難情報発令の基準に差があることにより、広域避難の際に混乱が生じることも予想されることから、国の主導による県域を越えた広域避難計画の策定と広域避難時における避難情報の発令基準を明確化したマニュアルを策定すること。

５　建築物の耐震及び防火対策の一層の促進について

(1) 住宅などの耐震化の促進に必要な財源の安定的な確保とともに、マンションを対象とした補助制度の見直しを図ること。

(2) 耐震診断の結果報告が義務付けられた建築物の耐震化を促進するため、国の上乗せ補助制度である耐震対策緊急促進事業の適用期限の更なる延長を図ること。

(3) 木造住宅耐震化を促進するためには、住宅所有者の経済的な負担軽減が必要であり、社会資本整備総合交付金等において、寝室や居間などを部分的に補強する安価な耐震改修制度を新設するなど、耐震改修等への財政措置を拡充するとともに、昭和５６年６月１日以降に着工された新耐震基準の家屋も補助対象とすること。

(4) 地震災害からの被害を未然に防ぐため、建築物の非構造部材等（ブロック塀等）の撤去・復旧については、民間所有者に対し財政支援策を講じる必要があることから、そのための補助制度を創設すること。

また、先行して地方自治体が民間所有者に対して行う補助制度実施分に対しても支援を行うこと。

(5) 民間の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化が進むよう、「社会資本整備総合交付金（住宅・安全ストック形成事業)」及び「耐震対策緊急促進事業補助金」の補助率等の嵩上げ措置の継続及び拡充をすること。

(6) 住宅用火災警報器の設置促進及び機器更新の周知を図るため、マスメディアを利用した普及啓発の取組みや、住宅用火災警報器を取り扱う関連業者等への協力依頼などの取組みを推進すること。

６　緊急防災・減災事業債の継続拡充について

平成３２年度で終了する緊急防災・減災事業については、多岐にわたる個別の防災機能強化のため、弾力的な運用を図り、対象事業の拡充と適用期間を更に延長すること。

７　海岸堤防整備、ダム建設、河川改修事業等の推進について

(1) 侵食が進んでいる海岸について、ダム上流側の堆積土砂を下流側に流出させる事業や防災機能を保持しつつ、下流への土砂供給を図る砂防事業、ダム堆積土砂の活用システムの構築など海岸部へ適切な土砂供給を図る海岸保全対策を講じること。

(2) 直轄海岸保全施設整備事業の着実な推進、早期完了に資するため、整備事業予算額の増額確保を図ること。また、漁港の防災・減災対策や施設の長寿命化対策を推進するため、漁港海岸事業や農山漁村地域整備交付金など漁港の海岸保全施設整備に係る財政支援措置を拡充すること。

(3) 南海トラフ地震等の大規模災害時における緊急物資の海上輸送拠点及び災害後の地域産業の事業継続の拠点確保のため、衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）における、水深１２m、延長２８０mの耐震強化岸壁を早期に整備すること。

(4) 排水機場への非常用発電設備の設置については、農村地域防災減災事業による排水機場設備工事において、新設の排水機場のみが補助対象となっているが、台風等による停電時でも排水機場の運転が必要となるため、既存施設についても補助対象とすること。

⑸ 豪雨災害等浸水被害の防止のため、堤防の整備や河道掘削などの対策を実施する準用河川改修事業の補助対象要件の緩和及び十分な予算確保を行うこと。

また、準用河川では、水位計の設置が進んでおらず避難の状況判断など洪水時の状況把握が困難であることから、危機管理型の水位計の設置に必要な施設整備支援を行うこと。

⑹ 県管理河川の改修が進まず、風水害による被害の激甚化が懸念されることから、特に迅速な整備が必要な河川については、個別事業ごとに採択を行い、別枠で予算確保するなど、課題箇所へ確実に予算を充当できる新たな仕組みづくりを検討すること。

⑺ 河川流域の洪水対策として、建設中のダムの早期完成を図るとともに、建設及び維持管理に係る利水者負担の軽減を図ること。

⑻ 国土強靭化に向けた、防災・減災対策等の予算の拡充を図るとともに、河川上流域等の土砂洪水氾濫による土石流災害を防止するため、砂防堰堤、遊砂地等砂防施設を重点的に整備し、早期完了すること。

第３　福祉・保健・医療施策の充実強化について

（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省）

１　国民健康保険制度について

⑴ 国民健康保険の都道府県単位化は、財政運営の責任を担う主体を都道府県とする一方、保険料の賦課徴収、給付、保健事業の実施などは市町村が担う役割分担的な仕組みであることから、県が全体の責任を負うことが明確となるような制度運用とすること。

⑵ 安定的で持続可能な医療保険実現のため、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、安定財源を確保するとともに、国庫負担率の引上げなど、必要な財政措置を講じること。

⑶ 保険料（税）の見直しについては、被保険者にも十分な理解が必要であり、その周知期間及び次年度予算要求時期を考慮し、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料（税）率等の算定に必要な確定係数については、９月までには県に提示すること。

⑷ 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。

⑸ 子育て支援の観点から、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険における子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度を創設すること。

⑹ 子ども医療費助成の現物給付化を実施する都市自治体への国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置が未就学児まで除外されたが、福祉医療費全般に拡大すること。また、地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。

２　介護保険制度について

⑴ 介護保険制度の適正な運営を図るため、介護保険法改正に伴う介護保険事業費補助金（介護報酬改定等に伴うシステム改修事業）については、国要綱に基づく補助率（実支出額の１／２）を乗じて得た額を交付額とするとともに、対象事業範囲を拡大すること。

⑵ 各自治体が独自に実施している家族介護手当支給事業について、自治体の財政規模による助成格差を解消するため、財政支援を含め、国の主導による事業とすること。

⑶ 平成３０年度より居宅介護支援事業所の指定権限については、都道府県から市町村へ移譲されたが、市町村においては、地域での質の高いチームケアを目指し、事業所との連携を密にして事業を展開していることから、指導・監査については従来どおり都道府県が実施し、事業所の指定を行うこと。

⑷ 居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員と定め、当該要件に対する一定の経過措置期間として平成３３年３月３１日までと定めているが、経過措置期間を最低でも６年以上（平成３６年３月３１日）とすること。

３　認知症患者への損害賠償請求支援制度について

認知症患者が起こした事故に対する損害賠償請求に対し、国による統一した支援制度を創設すること。

４　地域医療の充実と医師等の確保対策について

⑴ 危機的状況にある地域医療体制を確保するため、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成や、医師のへき地地域医療勤務の義務化、派遣体制の確立などにより、医師・看護師不足、地域間・診療科間の偏在の解消、周産期医療・救急医療の確保及び、経営が逼迫している自治体病院等に対する財政支援などの医師偏在対策を講じること。

また、地域の基幹病院としての機能を確保するための診療科の設置と人口に応じた医師の適正配置を制度化すること。

⑵ 安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備のため、出産のできる医療機関及び産科二次・三次救急医療体制を確保するとともに、産科・小児科医師確保対策を推進すること。

⑶ 専門医師不足により発達障害医療の体制が不十分であるため、発達障害専門医師等の育成及び診療・支援体制の充実を図ること。

⑷ 公的病院等への助成に関する特別交付税措置について、当該病院等が二次医療圏における第三次救急医療を担う医療機関である場合は、広域での利用が明確であることから、市町村の助成を措置対象から外し、都道府県が助成を行う場合に限定すること。

⑸ 社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされていることから、医療機関の消費税負担分は社会保険診療報酬等に反映されることになるが、過去の消費税率引上げ時の補填不足や、個別の医療機関の仕入構成の違いによる補填の過不足が生じる等の課題も残っているため、消費税率１０％引上げ時に環境を整備し、速やかに現行制度から軽減税率等（免税制度、ゼロ税率等）による課税取引に転換するなど、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。

⑹ 都市自治体における保健師等専門職員確保のため、専門職養成教育機関等（大学等）に対し、都市自治体への就業について広報等で働きかけること。

また、保健師等専門職員の人材バンク等の制度を創設すること。

⑺ 新たな専門医制度において、医師の地域偏在の根本的解決を図るため、地域の実情を踏まえた制度となるよう、国が主体的に地域医療再生策を講じること。

⑻ 医師の絶対数を増やすため、大学医学部入学定員を増員するとともに、臨床研修医の地域への適正配置を行うなど、充実した臨床研修体制の整備を行うこと。

⑼ 医師の働き方改革について、時間外労働の上限規制の適用が地域医療の崩壊を招きかねないことから、診療科や地域における医師の偏在及び病院機能の違い等を考慮し、医師の労働条件の議論のみならず、医師の需要バランスについても十分に考慮すること。

５　医療的ケアを必要とする全ての子どもに対する支援体制構築について

医療的ケア児について、明確で統一的な定義を示し、認定制度を確立すること。

また、地域のコーディネーター不足解消、包括的な支援体制の構築のために、介護職、保育士、教員等の履修過程での医療的ケア児に関する教育及び研修の充実並びにそれらの制度化を行うこと。更に保育所や学校など、福祉・教育施設における訪問看護事業所の医療的ケア実施の認可など、看護師不足等における実情に合わせた規制緩和措置を講じること。

６　一般不妊治療費助成事業における補助制度の創設について

不妊に悩む夫婦に対する経済的な負担軽減を図るため、一般不妊治療費助成事業における補助制度を創設すること。

７　少子化対策について

(1) 全国の自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、全国一律のこども医療費助成制度を創設するなど、公平な制度となるよう国の責任において制度化すること。

(2) 深刻な保育士不足の解消のため、保育従事者の資格要件の緩和や職員配置基準の見直しなど、人材確保に向けた環境整備を図ること。

８　子ども・子育て支援対策について

幼児教育・保育無償化については、地方自治体の財政運営や待機児童対策に支障をきたさないよう、国の責任において必要な財政措置を講じるとともに、実施時期については実施主体である市町村と十分協議のうえ決定すること。

９　保育所施設等の整備促進について

待機児童の解消と地域の実態に応じた公立保育所施設の新築、増築、改築及び耐震化等の整備については、これまでの地方交付税措置とせず、公立認定こども園（保育所部分）の整備に対する補助制度を創設し、財政支援すること。

１０　障がい者（児）の支援施策の充実について

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、障がい者（児）の生活に直結した事業を行っているが、給付額の急増に反して事業対象経費に対する補助割合の低下が続き、事業の継続が困難になっているため、現行の負担率である国１／２相当分を確実に交付すること。

１１　予防接種事業について

(1) 一部の都市自治体では、任意予防接種として接種費用の助成制度を設けているが、都市自治体の状況や個人の経済状態等により接種状況に格差が生じている。予防接種による感染症の予防については、広く国民全体を対象として実施すべきであることから、小児を対象とした、おたふくかぜ及びロタウイルスの予防接種について、早急に国の負担による定期接種に位置づけること。

また、それまでの期間、任意接種を助成する自治体に対し、財政措置を講じること。

(2) 成人の風しん抗体検査から予防接種まで、一貫した財政措置を講じること。

(3) 小児がんの骨髄移植手術等の理由により、接種済みの予防接種効果が期待できないと医師が判断した場合の再度の予防接種費用については、小児慢性特定疾病医療費として助成すること。

１２　歯周病検診の対象者の拡大について

歯周病を予防するため、歯科検診の受診機会を増やすよう、健康増進法に基づく歯周病検診の対象年齢を引下げ、５歳刻みとするとともに、新たに妊産婦を加え、検診対象を拡大すること。

１３　骨髄等ドナー支援制度の充実について

(1) 骨髄及び末梢血幹細胞のドナー登録及び提供の推進のため、事業所におけるドナー休暇制度導入を推進すること。

(2) ドナーの通院や入院等に伴う休業に対する経済的補償制度を創設すること。

１４　貧困の連鎖防止策の拡充について

生活保護制度における稼働年齢層の設定を社会の実情に即して見直し、定時制・通信制を含む高校等への進学者を稼働層と扱わず、教育扶助で対応することで学業に専念できる環境を整え、卒業後の選択機会の拡充を図るとともに、大学等高等教育機関への進学が可能であれば、世帯分離とせず生活扶助の対象とし、加えて大学等向けの生業扶助若しくは給付又は返還免除を含む貸与型の在学期間を通じた財政的支援措置を創設すること。

１５　行旅死亡人及び遺体の引取り人がいない死者等の取扱について

行旅死亡人及び遺体の引取り人がいない死者等に対する事務について、地方自治体で事務執行が円滑に行えるよう統一した規定を国で定めること。

１６　国民年金関係事務の一元化について

国民年金関係事務を日本年金機構に統一し、窓口を一元化すること。また、一元化までの間は、機構の出張窓口を市町村の希望に応じて設置できるよう制度を改正すること。

１７　アスベストによる健康被害対策について

(1) アスベスト健康被害に関しては、国の責任において、中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある者に対する健診の実施など、恒久的な健康管理システムを創設すること。

(2) 住民自らが適切に健康管理を行うための必要なリスク情報を開示すること。

１８　公衆浴場事業者の経営安定化対策について

公衆浴場は住民の日常生活に欠くことのできない施設であり、住民の健康の増進等に重要な役割を担っていることを踏まえ、公衆浴場事業者の経営安定化のための支援制度を創設すること。

第４　都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

（内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

１　社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等の拡充について

⑴ 地域の安全・安心と暮らしを支え、災害に強い都市基盤の構築や地域経済の活性化に重要な役割を担う幹線道路や高速道路の整備をはじめ、河川や砂防、市街地再開発、土地区画整理事業、都市公園、下水道施設等の社会基盤整備や老朽化対策などを計画的かつ着実に実施していくため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、地方の社会資本整備が計画的に進捗するよう地域の実情に即した適切な財政措置を継続するとともに、要望額どおり交付するため予算額全体を増額確保すること。

⑵ 都市自治体が管理する橋梁やトンネル、その他道路構造物等の点検及び修繕に係る支援制度を充実するとともに、安全確保や老朽化対策及び長寿命化を着実に進めるため、社会資本整備総合交付金における十分な予算確保を図るとともに、適切に配分すること。

⑶ 平成３０年度末終了予定の狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）について、狭あい道路の解消は良好な住宅環境の形成を図るほか、防災においても重要な役割を果たすことから平成３１年度以降も事業を継続すること。

⑷ 公共施設の老朽化等に伴い、生活環境に大きな影響を与えるアスベスト含有仕上げ塗材の調査・除去を行う場合は、調査費用のみならず除去に要する費用についても国費負担とすること。

⑸ 力強い地方創生に向け、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めるにあたり、都市機能集積や防災性向上、街なか居住の器づくりとして市街地再開発事業等の促進は極めて重要であることから、市街地再開発事業等に係る社会資本整備総合交付金を継続するとともに、地域における総合的な老朽化対策、事前防災・減災の取組みに係る防災・安全交付金についても拡充を図ること。

⑹ 都市公園事業を円滑に推進するため、公園施設長寿命化対策支援事業について、社会資本整備総合交付金の十分な財政措置及び対象規模要件を街区公園程度まで拡充するなど採択要件を緩和すること。

⑺ 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業について、事業要件が平成３０年度までとされているところであるが、当初の事業計画期間内での事業完了及び確実な効果発現が困難であることから、当該事業を平成３１年度以降も継続すること。

⑻ 下水道は社会の基幹的インフラとして重要な施設であり、今後下水道施設の改築更新が本格化するにあたり、計画的かつ継続的に事業を遂行していくため、下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に対する国の責務の観点から、確実に国庫補助制度を継続すること。

(9) 社会資本整備総合交付金の効果促進事業について、基幹事業である幹線と接続した枝線を一体的に整備でき、効果的に下水道の供用開始区域を拡大できることから、下水道未普及解消のための末端管渠整備を再度、交付対象とすること。

また、主要な管渠の範囲についての弾力条項要件の緩和についても再制度化すること。

(10) 汚水処理施設の１０年概成に向け、下水道の未普及解消を計画・推進しているところであるが、平成３９年度以降においても下水道の未普及解消に向けた事業の継続が必要であることから、財政支援を継続すること。

(11) 河川ポンプ整備については、治水対策上極めて重要なインフラであるため、老朽化に伴う改修工事費について、補助制度を創設すること。

２　道路橋梁事業の整備促進等について

(1) 物流路線、震災時における緊急輸送路、地域連携の機能を持つ広域幹線道路等（浜松三ヶ日・豊橋道路、国道１号潮見バイパス）について整備促進を図ること。

なお、浜松三ヶ日・豊橋道路は、事業化に向けて計画段階評価を進めるための調査を進捗し早期実現を図るとともに、重要物流道路として指定すること。

(2) 名豊道路は未開通区間の早期完成と暫定２車線区間の４車線化を図るとともに、重要物流道路として指定すること。

(3) 臨港道路東三河臨海線は、三河港内における物流の定時性や速達性を確保し生産性を向上するため、早期に整備を図ること。

(4) 名古屋環状２号線は、国際物流・交流拠点である名古屋港への重要なアクセス道路であるため、１日も早い開通に向けて整備を加速すること。

(5) 西知多道路は、国際拠点空港である中部国際空港と高速自動車国道とを直結する道路であるため、国が責任を持つべき道路として、未事業化区間の早期事業化と事業中区間の早期整備を推進すること。

(6) 三遠南信自動車道は、県境を越えた広域連携の軸となって広域幹線道路ネットワークを形成することから、早期整備を図ること。

(7) 名岐道路は、名古屋と岐阜との交流・連携強化に資する重要な道路であるため、計画の早期実現に向け、直轄調査を加速すること。

(8) 国道４１号名濃バイパス、国道１５３号豊田北バイパス、国道１５５号豊田南バイパス及び名古屋環状２号線の一般部である国道３０２号など、名古屋都市圏における道路ネットワークの早期整備を推進すること。

(9) 本県内において事業中・計画中の高規格幹線道路、地域高規格道路をはじめ、県内都市間を結ぶ幹線道路網の早期整備を図ること。

(10) 平成２５年度に廃止又は縮小された高速道路の割引制度について、地域経済への経済波

及効果が大きい観光産業の活性化を図るとともに、広域的な交流や都市間連携を促進するため、新たな割引制度を創設すること。

３　まちづくりの推進について

⑴ 地方分権の観点を踏まえ、都市政策・まちづくり計画について、許可基準等を柔軟に運用するとともに、国と地方の協力により、農地転用、農業振興地域などの農業政策も含めた新たな都市計画制度等の設計に取組むこと。

⑵ 住宅地区改良法により建設された改良住宅や、土地区画整理事業の従前居住者用に建設された住宅のうち、現在低額所得者に賃貸するために管理を継続している住宅について、管理業務の効率化と入居者への平等なサービスの提供のため、公営住宅法の管理代行制度により一元的な管理が可能となるよう、平成８年法改正附則第５項の規定を準用し、みなし公営住宅として管理代行制度の適用を可能とすること。

⑶ 限定特定行政庁の職員における建築基準適合判定資格者検定の受験資格については、二級建築士試験に合格した者を含めること。

⑷ 住民が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進に向けて、街頭防犯カメラを設置する団体に対して、統一的な助成制度を創設すること。

⑸ 地方都市における市街地再開発事業の促進について、民間の市街地再開発事業を促進するため、補助率等の更なる拡充や市街地再開発組合に対する直接補助制度の創設など、地域の実情に即した財政支援措置を講じること。

⑹ 地籍調査費負担金について、国土交通省が定める重点方針を満たさない市町村や社会資本整備事業と連携がない市町村の地籍調査予算は要望額より大幅に縮小され、計画に基づく地籍調査が実施できず、進捗率の向上が図れない状況となっているため、地籍整備の推進における地籍調査費負担金の拡充と、公共測量成果の国土調査法第１９条第５項指定の積極的活用を図ること。

⑺ 空家等対策を推進するため、相続登記が適正かつ速やかに行われるよう、手続きの簡略化や義務化が図られるよう法整備をすること。

併せて、相続放棄対策の検討の加速化及び空家の住宅用地特例の見直しに係る検討を進めること。

４　公共交通政策の推進事業について

⑴ 民間路線バスについては、利用者の減少により経営悪化が進行しているが、路線バスは地域住民の足として欠かせない公共交通機関であり、地域間交通ネットワークを確保・維持するため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の予算を引続き確保すること。

⑵ 路線バス運転者を継続的に確保するため、大型二種免許取得に関する規制緩和や取得補助

等の拡充を進めるとともに、若者や女性運転者の雇用拡大を促進するため、労働環境整備に対しての補助制度を創設すること。

(3) 高齢運転者の交通事故防止対策として、高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、運転経歴証明書の発行手数料を無料化すること。

５　地方鉄道の存続に係る支援について

(1) 地域公共交通に対する財政支援措置等の拡充について、超高齢社会を見据え、今後コンパクトシティ化を目指す中で、既存の鉄道路線を地域公共交通の軸として活用していくことは有効性があるが、安全に運行を行うための鉄道施設・車両の整備、更新と災害時の復旧費用に対する支援の強化並びに鉄道運営に対する支援制度を創設すること。

(2) 鉄道駅は各自治体の重要な都市基盤であり、公共性が高いことから、鉄道事業者が行う駅整備事業への補助金に対する財源として、地方債の借り入れを可能とする法整備をすること。

６　上下水道事業等の整備について

(1) 今後想定される南海トラフ地震等に備えて、水道施設の耐震化及び更新を推進していく必要があるため、生活基盤施設耐震化等交付金事業の満額内示及び交付率の引き上げを図るとともに、水道施設や管路などに係る国庫補助採択基準を緩和すること。

(2) 下水道施設は、国の政策により整備を進めてきたところであり、地震対策、老朽化対策が求められている中で、国の果たす役割は大きく、耐震化や更新等に係る補助制度を堅持するとともに、補助率の嵩上げを行うなど財政措置を拡大すること。

(3) 下水道台帳のシステム整備に係る費用について、補助制度を創設するなど財政支援措置を講じること。

(4) 公共下水道事業に対する国庫補助率及び補助要件を流域下水道事業と同様とすること。

(5) 下水汚泥の再生利用を継続的に実施していくためには、再生利用の運営に係る収支を改善し、下水道事業全般の安定的経営の確保が必要であるため、下水汚泥再生利用の運営に係る収支改善に資する支援を講じること。

(6) 合併処理浄化槽使用家庭の下水道家庭に対する不公平感を払拭するとともに、浄化槽の維持管理を万全にすることで、水環境の保全を更に推進するため、下水道整備区域外の個人設置型合併処理浄化槽利用家庭に対し、維持管理費の１／２を国庫負担とする補助制度を創設すること。

(7) 汚水処理施設について、現行の補助対象である機械設備等の改修に加え、躯体及び管渠の処理施設全般が補助対象となるよう制度を拡充するとともに、官民の所有形態及び施設の処理人員に関わらず補助対象とすること。

７　生活循環整備に係る支援制度について

⑴ 循環型社会形成推進交付金について、安定的かつ継続的な財政措置を講じるとともに、対象地域に該当しない場合の特例地域の拡充若しくは人口要件の緩和を図ること。

⑵ 循環型社会形成推進交付金におけるエネルギー回収型廃棄物施設について、東日本大震災以降、再生可能エネルギーの活用は喫緊の課題であり、ごみ発電施設の整備は重要性を増していることから、交付率１／２の対象事業を拡充すること。

また、廃止した焼却施設等の解体工事についても交付対象とすること。

⑶ 一般廃棄物処理事業債について、近年の廃棄物処理施設の建設費は高度化や全国的な建設需要の高まり等に伴い急激に値上がりしており、起債額が高額となることから、償還期間を長期化するよう見直すこと。

８　火葬場建設に対する助成制度の創設について

⑴ 火葬場施設整備に対する補助制度を創設すること。

⑵ 創設を要望する火葬場施設整備に対する補助制度は、一部事務組合において利用できるものとすること。

９　家電リサイクル制度について

家電リサイクル費用については、購入時に支払う「前払い方式」に改正するとともに、家電リサイクル製品の義務外品についても制度の拡充に資する新たな方法を検討すること。

１０　亜炭鉱廃坑対策に係る支援制度について

⑴ 亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。

⑵ ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見から積極的に参画すること。

１１　海洋ごみ・漂着ごみの処理対策について

日常的に漂着する生活系ごみや災害等により発生する流木等の海洋ごみ・漂着ごみについて、現在の抑制対策の継続とともに、根本的な解決につながる「新たな発生抑制対策」に取組むとともに、海岸漂着物等地域対策推進事業において、海岸漂着物の回収・処理事業に係る地方負担を廃止するよう、補助率や対象経費を見直し、全額国において措置すること。

１２　大規模な太陽光発電施設に係る法整備の充実について

⑴ 環境影響評価法について、大規模な太陽光発電施設を環境影響評価の事業対象とするなど、法整備を図ること。

⑵ 森林法について、民有林区域において特に公益性の高い森林を保全するための新たな制度の創設など、法整備を図ること。

⑶ 都市計画法及び建築基準法について、大規模な太陽光発電施設は、開発行為の許可を要するなど、法整備を図ること。

⑷ 太陽光発電施設の設置について、防犯・安全面、景観面、周辺環境、施設の撤去・廃棄等に関する規制を明確にするための法令を整備すること。

⑸ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、設備認定前における自治体との事前協議制度の導入など、法整備を図ること。

⑹ 現状の法制度では事業廃止後の設備の処分及び撤去に関する規定に強制力がないため、事業者の責任による処分及び撤去について、制度化（供託金、撤去処分費用の積立義務化等）すること。

また、撤去されずに放置された場合は、事業者業界全体で責任を負うような仕組みづくりについても早急に検討すること。

１３　農林業振興事業について

⑴ 経営体育成支援事業については、新規就農者優先枠の設定や新規就農者が導入する農業用機械等の購入経費に対する助成制度を新設するなど、新規就農者が設備投資する際に活用しやすい仕組みを構築すること。

また、後継ぎ就農者への支援についても検討すること。

⑵ 経営体育成事業における農地中間管理事業活用実績に基づく都道府県ポイント制の導入については、農地環境が一律でないため、都道府県ごとの地域性を考慮して見直すこと。

１４　低コスト型農業集落排水施設更新支援事業について

低コスト型農業集落排水施設更新支援事業における農業集落排水施設の最適整備構想作成に係る交付金の上限額８００万円を撤廃すること。

１５　鳥獣被害防止対策の拡充について

野生鳥獣肉等の消費、需要拡大等利活用について、国が地域の状況を把握し、直接的かつ連携した支援体制づくり、広域ネットワーク化等の事業拡大を推進するとともに、更なる財政支援措置を講じること。

１６　広葉樹林施業の推進及び支援拡充について

公益的機能を重視した環境保全林や良質な広葉樹材を持続的に生産できる森林整備を推進するため、国補助予算の拡充及び育成木施業、有用広葉樹の価値を高める施業のための統一的なガイドライン作成など総合的な支援を講じること。

１７　観光産業における人材不足への対応について

⑴ 外国人技能実習制度について、ホテル・旅館業や飲食業における業務を、技能実習２号移行対象職種とし、３年間の実習が可能となるようにすること。

⑵ 特区改正法（国家戦略特区における追加の規制改革事項「外国人専門人材の受入れなどによるインバウンド・競争力向上」）について、制度運用を地域の実情に沿ったものとし、その適用を現在の指定１０地域のみならず、早期に全国展開できるよう配慮すること。

１８　外国人を雇用する企業における日本語等教育研修の促進について

外国人労働者の日本語能力の向上や日本の社会・文化への理解促進を図るため、外国人市民の就労先である企業及び派遣労働の受け入れ先事業所が「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を履行するための環境整備として、企業による外国人従業員への日本語教育や職業資格の取得の取組みに対する助成金制度を設けること。

１９　企業への大学生等の地域採用枠の導入について

地方における若者雇用の創出のため、地方に事業所を置く企業に対し、大学生等の地域採用枠の導入を促すこと。

第５　教育・文化施策の充実強化について

（内閣府、文部科学省、厚生労働省）

１　幼児教育・保育の無償化について

国による幼児教育・保育の無償化に当たっては、都市自治体に新たな財政負担が生じないよう、国の責任において必要な財源を確保することとし、消費税・地方消費税率１０％への引上げを確実に行うこと。

また、無償化の詳細を早急に明らかにし、市町村の意見を十分に踏まえ、可能な限り新たな事務負担が発生しないよう制度設計を行うとともに、事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要となるあらゆる財政措置や、これまでの待機児童解消の取組みに加え、無償化による保育需要の拡大に対応するため、幅広い保育人材の育成・確保及び施設整備費等に対する財政措置など、あらゆる支援措置を講じること。更に、子どもたちの安全を確保し、適切な幼児教育・保育の実践を推進するため、認可外保育施設等に対する指導監督基準の見直し等を含め、幼児教育・保育の質の担保・向上の仕組みを構築すること。

２　小中学校の学級編制標準について

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かい教育指導を実施するため、小中学校の全ての通常学級の学級編制標準を３５人以下とすること。

３　教職員等配置体制の整備及び財政支援について

⑴ 学級数や授業時間の増加に見合う教職員定数の改善を図るとともに、都市自治体が行う人的措置に対し、財政支援を講じること。

また、長時間勤務を改善するため、教職員定数については、加配定数及び臨時講師・非常勤講師等の配置拡大で対応するのではなく、基礎定数を根本的に見直し、正規教職員を増員すること。

⑵ 新学習指導要領に基づく英語教育を円滑に進めるためのＡＬＴの安定的な確保について、財政措置を講じること。

⑶ 大規模校では養護教諭の負担が過大となっているため、各学校の必要性に応じて養護教諭を配置できるよう配置基準について複数配置の拡大など弾力的な運用を図ること。

⑷ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく栄養教諭や学校栄養職員の人員配置基準では、食の安全管理や食の指導等、栄養教諭や学校栄養職員が行うべき職務を十分に遂行できる状況ではなくなってきていることから、業務量に見合った配置基準に見直すこと。

４　特別支援教育の充実について

(1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、１学級８人の学級編制標準を４人又は５人に引下げること。
　併せて、学級数の増加に伴う必要な財政的支援及び人的支援を講じること。

(2) 通常学級内において特別な支援を必要とする児童・生徒の増加と支援の多様化に対し、教員、支援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、財政的支援及び人的支援の充実を図ること。

５　いじめ防止対策について

(1) いじめ問題への未然防止及び早期対応のためのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の確保、いじめ問題対策連絡協議会や再調査等に対応できる専門家（弁護士・医師・臨床心理士・社会福祉士等）の確保について、財政措置を講じること。

(2) ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール及び情報モラル講座開催にかかる補助制度を創設すること。

６　外国人児童生徒の支援について

(1) 増加する外国人児童生徒や、日本国籍の外国育ちの児童生徒の小・中学校への就学・編入学の際の日本語や日本の学校生活への適応を支援するための初期指導教室の設置運営にあたり、「定住外国人の子どもの就学促進事業費補助金」の継続及び充実を図ること。

(2) 外国人児童生徒についても多文化共生社会の一員として人材育成していくために「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」の継続及び予算額の増額を図ること。

(3) 外国人児童生徒に対応する加配教員については、対象児童生徒数が１０人未満の学校であっても配置できるよう支援すること。

(4) 日本語の理解が不十分な外国人児童生徒が学校に編入する前に、学校教育で必要な生活指導や日本語指導を行うための拠点校又は拠点教室を設置すること。

７　学校ＩＣＴ化の支援について

　新学習指導要領を実施していく中において、国のＩＣＴ環境整備方針が目標としている水準を達成するために多額の費用が必要であるため、一般財源による地方財政措置ではなく、環境整備に係る新たな補助制度の創設など財政措置を講じること。

８　学校施設等の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

(1) 学校施設環境改善交付金について、国庫補助対象であるにもかかわらず国の予算不足によ

り多くの事業について補助を受けることができていない現状であり、このままでは学校施設整備について計画的な事業推進が困難であるため、補助額については満額を交付するよう予算措置を講じること。

⑵ 地方財政の健全化のためにも、各年度の一般会計当初予算額の規模を地方の要望総額に見合ったものへ十分に引上げた上、当初予算中心の交付金採択を進めるとともに、内定時期について、事務に支障が生じないよう配慮すること。

⑶ 小中学校の改築、空調設備設置やトイレ改修、老朽化対策等の教育環境改善のための大規模改造事業及び危険改築事業、長寿命化改良事業を推進するため、公立学校施設費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の補助率の引上げ及び実情に即した建築単価の引上げ、屋上や外壁等の部位別改修を補助対象とするなど、国庫支援制度を拡充するとともに、継続的かつ確実な財源を確保すること。

⑷ 児童生徒の教育環境改善及び衛生面向上や大規模災害発生時の避難所としての位置づけなどから学校トイレの洋式化を早急に行うにあたり、現行１／３までとなっている学校施設環境改善交付金の補助率の嵩上げを行うなどの財政措置及び制度拡充を図るとともに、優先採択とすること。

⑸ 校舎等の施設をリースで整備する場合においても、リース契約後に譲渡予定の設備については、学校施設環境改善交付金対象事業と同様に賃借料の１／３を補助すること。

⑹ 記録的な猛暑が今後も予想される中、児童生徒の安全確保のため、通常の学校施設整備費とは別枠で空調設備設置のための財源を確保するなど、平成３１年６月までに必要な学校に空調設備の設置ができるように早急に対応すること。

⑺ 地震時に倒壊する恐れのあるブロック塀については、児童・生徒の命を守るため、その撤去や改修を早急に推進する必要があることから、新たな補助制度の創設を含め、十分な財政措置を講じること。

⑻ 学校給食にかかる施設整備について、老朽化に伴う設備の更新や、食物アレルギー対応食の調理室を既存施設内に整備する場合等の増築を伴わない改修についても補助対象とすること。

また、給食運搬車両の新規購入及び更新についての補助制度を創設すること。

⑼ 学校統合による施設整備において、教育環境の維持・充実のためには、公立小中学校の適正規模・適正配置を推進していく必要があるが、現行の補助制度、補助割合では用地取得や津波浸水対策に係る校舎等の嵩上げに対する補助がなく、また、昨今の建築単価の高騰等により、現行の公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金では事業推進が困難であるため、早急に補助制度等を見直すこと。

９　へき地児童生徒援助費等補助金の拡充について

小中学校の統廃合により遠距離通学となる児童生徒については、スクールバスの運行が必須となるが、へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱では、バス運行委託費の補助対象期間が統合から５年間となっており、恒久的な財政負担が大きくなるため、補助対象期間を撤廃すること。

１０　小中一貫教育について

施設分離型小中一貫教育校における乗り入れ授業等の実施を可能とするための人的措置に対する財政支援策を講じること。

１１　コミュニティ・スクールの導入促進について

「学校を核とした地域力強化プラン」に基づくコミュニティ・スクールの導入を促進するためには、地域コーディネーター等の配置が不可欠であるため、地域学校協働活動推進事業の維持・拡大を図ること。

１２　文化財の保全・活用等について

文化財が将来にわたり保存・継承されるよう、国登録有形文化財（建造物）を維持することが困難な個人所有者に対して、維持管理及び修繕に対する国庫補助制度を創設すること。

１３　就学前から学齢期終了までの「途切れのない支援システム」構築について

小中学校における不登校や集団不適応などの要因として学業不振や友人関係の悩み、発達の課題、経済的困窮、家庭環境の問題等混在するケースが多くあり、教育や福祉等関係機関が横断的継続的に連携・協働する「途切れのない支援システム」の構築が必要となっていることから、システム構築に要する費用への補助制度の創設を図ること。

１４　幼児教育に対する財政措置について

幼稚園就園奨励事業について、都市自治体の超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。